

(8) 金融取引の統制
(金銀貨証券及金融証券輸出入統制を含む)

RE'-0010

0166

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和20年10月15日 大蔵省令第88号

(外國為替管理法第1条および昭和20年勅令第57号金銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件の規定により金銀有価証券等の輸出入等に関する金融取引の取締に関する件)

改正沿革 (昭和20年11月24日大蔵省令第98号) (昭和21年10月1日大蔵省令第104号)

第1条 大蔵大臣の許可を受くるに非ざれば左に掲ぐる

ものと輸出又は輸入することを得ず

1. 金貨又は銀貨
2. 金銀若しくは白金等(白金、ルテウム、ロチウム、オシウムおよびイリジウムを謂ふ)の地金又は此等のものの合金
3. 通貨又は有価証券
4. 小切手、送金手形、為替手形、約束手形、支指圖書、送金指圖書、其の他の金融上の諸証券
5. 本邦の内外における金融上又は財産上の取引に関する委任状又は代理権、其の他の権限を授けられた証券若しくは指圖書
6. 其の他の前各号に掲げたる債務証券又は財産権を証する証券

第2条 大蔵大臣の許可を受くるに非ざれば左に掲

ぐる取引を為すことを得ず、但し前条の規定により許可を受けたる場合は此の限りに在らず

1. 本邦居住者から直接又は間接に全部又は一部を所有又は管理する在外財産
2. 昭和16年12月7日以降において外国居住者から直接又は間接に全部又は一部を所有又は管理する邦内に在る財産
3. 外國為替取引

第2条の2 大蔵大臣の許可を受くるに非ざれば営業を

行ふ外国人若しくは外国法人又は営業を行ふ邦内法人に左に掲ぐるものを相手方として金融上、高業上、其の他営業上の契約を為すことを得ず

1. 外国人又は外国法人が資本金の2分の1以上を占めるもの
2. 外国人又は外国法人が前号以外の関係に於て経営を支配するもの

第3条 本令に於て取引とは一切の財産の賣買、取得、

譲渡、支拂、押出処分(原状変更を含む)、輸出若しくは輸入、一切の財産の商取引又は一切の財産に関する権利、権限若しくは特権の行使を謂ふ

第4条 本令に於て在外財産とは左に掲ぐるものを謂ふ

1. 外國に在る一切の財産

3

2 外国居住者の負担となる一切の債権 請求権
銀行預金 其他の預金又は信用取引

3 外国に在る事業 営業又は此等のものに付する投資

4 一切の外国居住者により発行せられたる又は其の者の債権
となるべき一切の有価証券 小切手 諸手形 受取
証 保険証券 其他 所有権又は債務を証する
証書

5 一切の外国の著作権^特 許権 商標権 および此等
のものに関する一切の契約書又は許可書

6 日本銀行券 貨幣(金貨を除く) 政府の発行する
小額の紙幣 臨時補助通貨 および B号圖表示補
助通貨 以外の一切の通貨

7 其他前各号に準ずるもの

第5条 本令に於て外国為替取引とは一切の外国通貨を
含むものの取引 一切の外国への若は外国^外の支拂若は譲
渡 一切の外貨表示の一切の信用取引若は債権の弁済
一切の外国通貨の賣買 譲渡若は其他の高取引 外
貨表示に之と若しくは同化する 本邦居住者と外国居住者
との間の一切の金融上若は財産上の取引 および本邦居住
者^が 外国居住者^に 対し負担せる若は外国居住者^が
本邦居住者^に 対し負担せる一切の債務を包含するもの取
引 其他の之に準ずるものを謂ふ

第6条 第1条の輸出若は輸入^は 第2条の取引又は第2条の

外務省 3

4

又の契約を為すに付 許可を受けんとする者は 外国為
替管理法施行規則 附屬申請書式に準じ 許可申請
書を提出すべし

第7条 大蔵大臣は必要ありと認めるときは 事項又は人
を指定し 本令に定める取引の制限を免除するに得
前項の規定により 事項又は人を指定し 本令に定め
る取引の制限を免除し得る場合には 於て大蔵大臣
必要ありと認めるときは之を告示す 其の廃止又は
変更を為し得る場合亦同じ

第8条 大蔵大臣は必要ありと認めるときは 事項又は人を
指定し 報告を徴するに得
前項の規定により 事項又は人を指定し 報告を徴し
たる場合には 大蔵大臣は必要ありと認めるときは
之を告示す 其の廃止又は変更を為し得る場合亦
同じ

第9条 外国為替管理法第5条第2項の規定により 準
用したる関稅法第87条の規定に於て 携帶すべき証
票は 大蔵省監督官 および大蔵省 外國為替管理法
第5条第2項の規定による 犯則事件の調査に付ては
関稅法施行規則の規定を準用す

外務省 4

RE'-0010

0158

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

金銀有価証券および金融証券の輸出入統制
に関する追加指令に関する統制全部覚書

AG 091.3 (1945.10.12) ESS

1. 参照

統制全部覚書日本政府覚書、昭和20年9月22日付 AG 091.3 ESS「金銀有価証券および金融証券の輸出入統制に関する件」

2. a. 日本政府は、日本国に送還せしめられる日本国民に対し、次に掲げる額の円貨の持ち込みを許可することを定める。

- (1) 将校 最高 500円
- (2) 下士官及び兵 " 200円
- (3) 軍人以外の一般人 " 1000円

b. 日本政府は、受取証と引換えに、上に掲げた金額を超える円貨を含む他の一切の通貨および参照覚書に掲げた、その他一切の品目を取得するものとす。日本政府は、当司令部から送った指令があるまで、右を安全に保管するものとする。

c. 携行を許可された円貨が、台湾銀行券または朝

鮮銀行券から成る場合には、これを入国港において日本銀行券に交換する。日本政府は右のとおり交換された通貨を取得することあるべき他の品目と共に、安全に保管するものとする。

3. a. 日本政府は朝鮮に帰還せしめられる朝鮮人および中国に帰還せしめられる中国人に対し、1人当り1,000*圓を超える金額の円貨の携行を許可するものとする。

b. 日本政府は、各受取証と引換えに、上記の金額を超える総額の円貨を含む他の一切の通貨および参照覚書に掲げた、その他一切の品目を取得するものとす。日本政府は、当司令部から送った指令があるまで、右を安全に保管するものとする。日本政府は、日本から出国する人に対しては通貨の交換を行ってはならない。

4. 日本政府は、参照覚書および本覚書の対象となる品目に美術品を含めるとす。

5. 日本政府は、当司令部に対し取得した品目の週間報告を提出するものとする。右報告には、関係者の氏名、住所および国籍、保管品目、額および種類、取得を行った港、その他適當な事項を記載するものとする。

6. 日本政府は、本覚書の條項を履行するために取った措置を、直ちに当司令部に提出しなければならない。

7. 本覚書の受領を確認したい。

金銀有価証券および金融証券の輸出入統制
に関する統司令部覚書

A9091.3 (45.9.22) ESS

1. 日本帝国政府は直ちに、大蔵省に於て予の許可したる場合を除き次に掲ぐる一切のものにつき、之を日本より如何なる外国に対しても輸出又は回収すること若しくは如何なる外国より日本に対して輸入することを防止し且禁止するため其の法律に所要の改正を加へ其他必要な措置を講ずべし。

- (a) 金貨又は銀貨
- (b) 金銀又は白金の地金若しくは其の合金の地金
- (c) 通貨および証券
- (d) 小切手、為替手形、外国為替手形、約束手形、支拂指圖書、譲渡証券其の他の金融証券
- (e) 代理権、委任代理権其の他日本國內外を問わず金融上乃至財産上の取引に影響を及ぼすべき授権又は認許
- (f) 右に列挙せる以外の一切の債務証券若しくは財産所有証券

2. 大蔵省は前項に特定せる輸出入につき本司令部の

事前承認なくして之を許可することを得ず。

3. 右各條項を履行するため改正せらるべき適用法規の字の通を本司令部に提出すべし。右字は英日兩文を以て認むべし。

4. 本指令は其の認知を必要とす。

金融取引の統制に関する総司令部覚書

AG 130 (1945.9.22) ESS

1. 日本帝國政府は直ちに、大蔵省に於て之を許可し得る場合を除き次に掲ぐるものに関する一切の取引を防止し且つ禁止するため其の法律に所定の改正を加へ其の他必要な措置を講ずべし。
 - (a) 金貨又は銀貨
 - (b) 金銀又は白金の地金若しくは其等の合金の地金
 - (c) 日本在住の凡ての人物により直接又は間接、全部又は一部を所有若しくは支配せられる在外資産
 - (d) 外国居住の凡ての人物により直接又は間接、全部又は一部を現に所有若しくは支配せられ又は1941年12月7日以降に於て所有若しくは支配せられたる在外資産
 - (e) 外国為替取引
2. 本覚書に用いられたる用語の定義に關しては本書に付属せる附録Aの説明に依る。
3. 前記諸取引は最高司令官の事前の承認なくして大蔵大臣之を許可することを得ず。
4. 右各條項履行のため改正せらるべき一切の適用法律の字の通を最高司令官に提出すべし。右字は英日兩

外務省

文にて認めし。

5. 本覚書は其の認知を必要とす。

附録 A

「定義」

1. 法律 (laws) とは形式的意味の法律、命令、訓令、規則、其の他の制定法を含むものとする。但し之等には限定するものには非ず。

2. 者 (persons) とは一切の個人、組合、結社、法人、其の他の団体並に一切の政府および其の政治上の区分、代理人又は機関を含むものとする。

3. 取引 (transaction) とは一切の財産 (property) に関する凡ての権利、権能、権限の如何なる買入、賣却、取得、引渡、支拂、回収、処分、輸入、輸出、処理乃至行使を含むものとする。

4. 財産 (property) とは貨幣、小切手、手形、地金、銀行預金、貯蓄性預金、債権、債務又は負債、銀行家、仲買人、投資会社により通常取引せらるる政府証券、銀行券、社債、株式債券、利札、銀行引受証、抵当権、留置権又は其の他の証券の形における権利、倉荷証券、船荷証券、信託証券、賣渡証書其の他の権利、所有又は債務に関する証券、商品、消費財、動産、手持在荷、船舶、船積商品、抵当物権、賣主販賣協定

外 務 省

土地契約、物権および其れに関連する権利、賃借権、地代、差控権、流通証券、商業引受手形、持許権、使用料、帳簿勘定、受取勘定、判決書、著作権、特許権、商標、版権を含む若しくは関連する契約又は免許、保険証券、保護預り箱および其の内容物、手金、共同訂立協定並に其れに類する契約其の他を謂う。

5. 外国貿易取引 (transaction in foreign exchange)

とは一切の外国通貨に関する取引、一切の外国通貨の外国へ又は外国より支拂若しくは移転、外国通貨単位を以て表示せられたる信用の一切の移転又は債務の支拂、一切の外国通貨による買入、賣却、移転又は其の他の取引および外国通貨単位を以て表示せられたるものと否とを問はず、日本国内居住者および日本国外居住者との間に行はるる金融上若しくは財産上の取引、並に日本国内居住者の日本国外居住者に対する又は日本国外居住者の日本国内居住者に対する債務に関する取引を含む。但し、之等の者に限定するものに非ず。

6. 在外財産 (external assets) とは次のものを含む。但し、之等には限定するものに非ず。

- (1) 物理上日本国外にある一切の財産
- (2) 日本国外居住者の債務に対する一切の請求権 (claims)、要求権 (demands)、銀行預金、貯蓄性預金、信用貸

外 務 省

- (3) 日本国外居住者の発行せらるゝ又は其の債務たる一切の証券、小切手、手形、銀行券、受取証、保険証券又は此の他の所有若しくは負債の証憑。
- (4) 日本以外の一々の国に於て附与せられたる著作権、特許権又は商標、及びこれらに關する契約又は免許
- (5) B号表示補助通貨、日本銀行券及び日本政府紙幣並に銚貨を除く一切の通貨

外務省

RE'-0010

0173

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan